

南九州市議会公印の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政事務の効率化を図るため、規則その他の訓令（以下「規則等」という。）による施行に用いられる文書（以下「施行文書」という。）への公印の押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の省略)

第2条 施行文書は、規則等の定めにかかわらず、次に掲げるものを除き、公印の押印を省略できるものとする。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられているもの
- (2) 許可・認可等の行政処分に関する文書（申請どおりの決定をする文書を除く。）
- (3) 権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼすもの
- (4) 儀礼的に公印を押印すべきもの
- (5) 各種証明に関するもの
- (6) その他議長が特に必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定により公印を省略できる文書は、規則等の定めにかかわらず、規則等が改正されるまでの間、所要の調整をし、施行文書とすることができる。

南九州市議会規則第 1 号

南九州市議会公印の押印の特例に関する規則の制定について

南九州市議会公印の押印の特例に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 18 日

南九州市議会議長 加治佐 民生

（制定理由）

「南九州市が施行する行政文書における公印の押印に関する方針」（令和 7 年度南九総第15050号）が制定されたことに伴い、必要な規則を制定しようとするものである。